

岐阜県地方産業教育審議会設置条例

昭和二十六年八月六日

条例第

三十三号

改正 昭和六〇年一二月二六日条例第三〇号

岐阜県地方産業教育審議会設置条例をここに公布する。

岐阜県地方産業教育審議会設置条例

第一条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十一条の規定に基づき、岐阜県地方産業教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔昭和六〇年条例三〇号〕

第二条 審議会は、十二人の委員をもつて組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十六日条例第三十号）

- 1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている岐阜県地方産業教育審議会は、改正後の岐阜県地方産業教育審議会設置条例第一条の規定による岐阜県地方産業教育審議会となるものとする。